

第 1 6 消防用水の設置等に関する指導基準

1 趣旨

この基準は、消防用水の設置及び維持に関し、令及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 吸管投入孔を設ける場合

(1) 吸管投入孔は、直径 60 c m の円が内接することができる大きさ以上とし、80 m³ 以上の水量を有するものは、2 カ所以上設けること。なお、連結送水管を設置する場合は、吸管投入孔は送水口付近に設けること。

(2) 吸管投入孔付近には、「消防用水」の表示をするとともに、吸管投入孔の蓋には「吸管投入孔」の表示を設けること。

3 採水用の結合金具（以下「採水口」という。）を設ける場合

(1) 水源から採水口までの水平配管長が 20 m 未満のもの又は採水口までの落差が 4.5 m 未満のものにあつては、次によること。

【図 1】【図 2】

ア 連結送水管を設置する場合は、結合金具は連結送水管の送水口付近に設けるとともに、地上式の水源を有する消防用水の場合は、結合金具の直近の操作しやすい位置に開閉弁を設けること。

イ 有効水量 80 m³ 以上を保有する水源は、結合金具を 2 口とすること。

ウ 採水口は、75 A メネジ式結合金具とすること。

エ 採水口に接続する吸水管径は 80 A 以上とし、空気だまりのできないものとする。

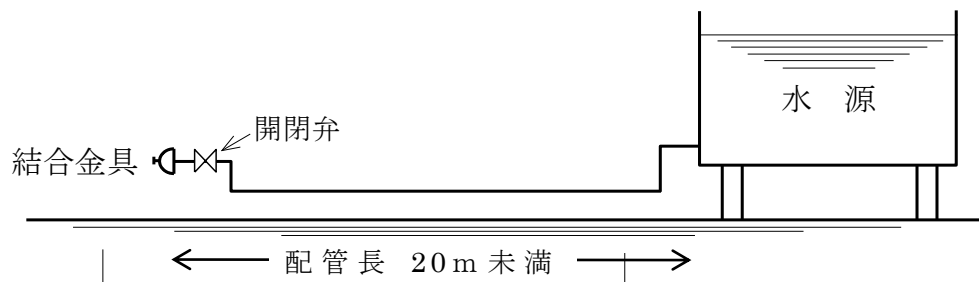
オ 吸水管には、ろ過装置を取り付けること。

カ 採水口は、地盤面からの高さ 0.5 m 以上 1.0 m 以下に設置すること。

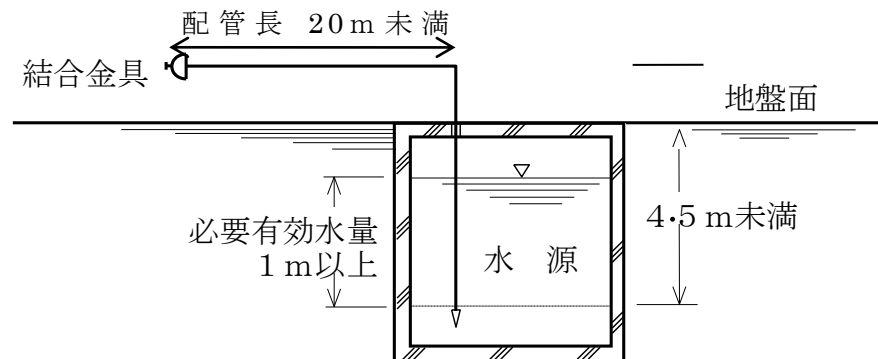
キ 採水口には、覆冠等を取り付けること。

ク 採水口には「消防用水（吸水用）」の表示を設けること。

【図 1】 地上式の水源



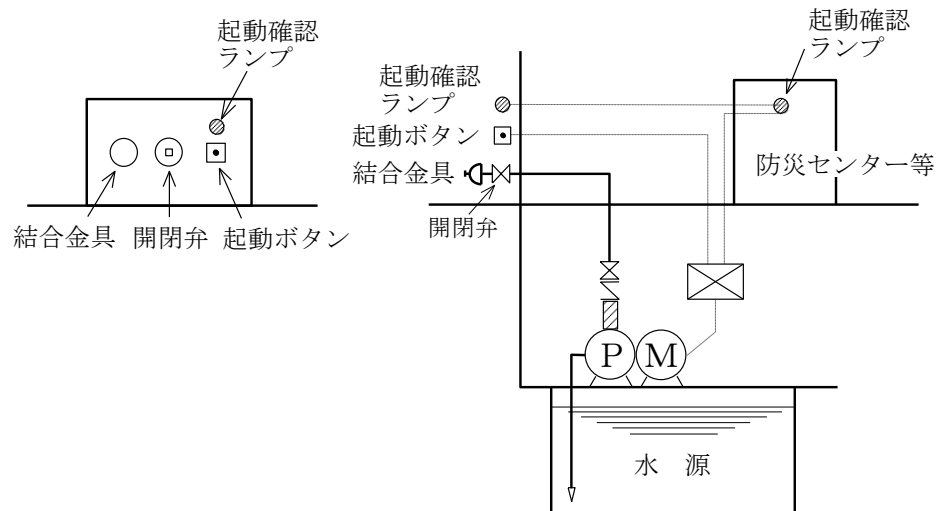
【図 2】 採水口より下の水源



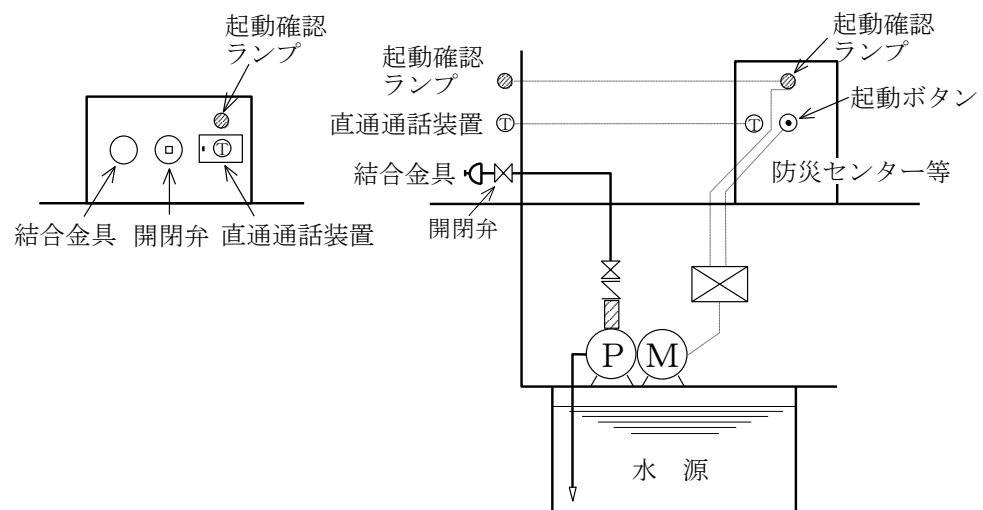
(2) 水源から採水口までの水平配管長が 20 m 以上のもの又は採水口までの落差が 4.5 m 以上のものは、次によること。

- ア 「第 2 屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準」(以下「屋内消火栓」という。) 3 (1) から (4) 及び (6) から (8) に準じ、専用の加圧送水装置等を設置すること。
- イ 加圧送水装置は、定格吐出量 2000 l/min 以上のもので、採水口における圧力 0.25 MPa 以上の能力のものとする。
- ウ 加圧送水装置には、規則第 12 条第 1 項第 4 号に準ずる非常電源を附置すること。
- エ 採水口の結合金具は、65 A 差込式の差し口とし、(1) ウ、オ及びカに準ずること。
- オ 加圧送水装置の起動方法は、採水口の直近【図 3】及び防災センター【図 4】から、遠隔操作により起動できるものとする。ただし、採水口の直近に起動装置を設置することができない場合は、採水口の直近から防災センターと相互に連絡できる装置を設けること。
- カ 採水口の直近及び防災センターには、加圧送水装置の起動を確認できる表示を設けること。
- キ 採水口の直近には、加圧送水装置の起動方法を表示すること。
- ク 採水口には「消防用水(ポンプ加圧式)」の表示を設けること。
- ケ 地上式等の水源で採水口に 0.25 MPa 以上の背圧がある場合は、アからクにかかわらず(1)に準じた採水口を設置することができる。この場合において、操作しやすい位置に仕切弁を設置すること。

【図 3】 採水口の直近からの遠隔起動の場合



【図 4】 防災センター等からの遠隔起動の場合



- (3) 採水口を開閉するための弁を設けるものは、吸水管を採水口に接続した状態において弁を開閉するスピンドルの操作に支障のない構造とすること。
- (4) 防火対象物の各部分から 1 の採水口までの水平距離は、100 m 以下とすること。
- (5) 配管は、「屋内消火栓」4 (1)、(4)、(5)、(7) から (10) 及び (15) に準ずるものとするほか、加圧送水装置等を設置する場合は、同指導基準 4 (11) に準ずるものとする。この場合において、吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に消防用水用

である旨を表示すること。

4 水源

(1) 水源は、「屋内消火栓」2(1)から(3)まで、(6)から(10)までに準ずるものとする。ただし、2及び3(1)の採水口より下の水源を有する消防用水の場合の有効水量は次によること。

ア 吸管投入孔を設ける場合は吸管投入孔の下部を水源の下端とするとともに、水源の下端から0.5m以内の部分は有効水量に含めない。また、地盤面から落差5m以上ある場合は、落差4.5m以内の部分を有効水量とする。

イ 3(1)の採水口より下の水源を有する消防用水の場合は、配管の下端の位置(ろ過装置を除く。)までを有効水量とする。ただし、配管の下端の位置が地盤面から落差4.5m以上ある場合は、地盤面から落差4.5m以内の部分を有効水量とする。

(2) 水槽は、鉄筋コンクリート、ステンレス鋼板製等耐食性及び耐熱性のあるものとする。ただし、不燃材料で作られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)で区画され、かつ、開口部に防火戸(出入り口は、常時閉鎖式とすること。)を設けた専用室又は当該建築物等から延焼のおそれのない場所に設置する場合は、合成樹脂製のものとすることができる。

5 その他

(1) 水源は、条例第43条の採水口と兼用できるものとする。ただし、水量の兼用はできないものとする。この場合における技術基準は、当指導基準に準ずること。

(2) 水源及び水量は、「開発行為等における消防水利の指導基準」(以下「開発行為等指導基準」という。)に基づく開発の防火水槽と兼用できるものとする。この場合における技術基準は、当指導基準及び「開発行為等指導基準」に準ずること。

(3) 水源に至る経路は、消防ポンプ自動車当該防火対象物内(床面積の発生しない庇下等を含む。)を通らないように設けること。

附 則

この基準は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。